

保護林制度改正の概要

平成28年3月8日

東北森林管理局 計画課

保護林の種類と推移

大正4年 山林局通牒「保護林設定ニ関スル件」

- ・学術参考保護林
- ・風致保護林
- ・その他保護林

林業と自然保護に関する検討委員会
(昭和62年10月～63年12月)

大正時代
昭和初期
高度経済成長
(木材需要拡大)
(公害発生)
森林の公益的機能
自然保護運動
(知床、白神等)

平成元年 林野庁長官通達「保護林の再編・拡充について」

保護林設定要領の制定

- ・森林生態系保護地域
- ・森林生物遺伝資源保存林
- ・林木遺伝資源保存林
- ・植物群落保護林
- ・特定動物生息地保護林
- ・特定地理等保護林
- ・郷土の森

森林における生物多様性保全の推進方策検討会
(昭和62年10月～63年12月)

生物多様性保全の要請
世界自然遺産
の保護担保

平成22年 「保護林設定要領」一部改正

- ・森林生物遺伝資源保存林の改正(局長による設定可能)
- ・モニタリングに関する規定追加
- ・有識者による保全管理委員会の規定追加

保護林制度等に関する有識者会議
(平成26年6月～)

平成27年 「保護林設定管理要領」制定

- ・森林生態系保護地域
- ・生物群集保護林
- ・希少個体群保護林

○国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)

(地域管理経営計画)

第六条 森林管理局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第7条の二第一項の森林計画区別に、その管理経営する国有林で当該森林計画区に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画区に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画(以下「地域管理経営計画」という。)を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項

二 巡視、森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止その他国有林野の維持及び保存に関する事項

三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項

四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項

五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針

六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

○国有林野管理経営規程(平成11年1月21日 農林水産省訓令第2号)

(計画事項の細目)

第4条 方第6条第1項の地域管理経営計画において定める事項の細目は、次のとおりとする。

(1)略

(2)国有林野の維持及び保存に関する事項

ア・イ (略)

ウ 特に保護を図るべき森林に関する事項

エ その他必要な事項

(3)～(8) (略)

(計画の細目等)

第12条 森林管理局長は、森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区別に当該区域に係る要存置林野につき、当該森林計画区に係る地域管理経営計画と計画期間を同じくする国有林野施業実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

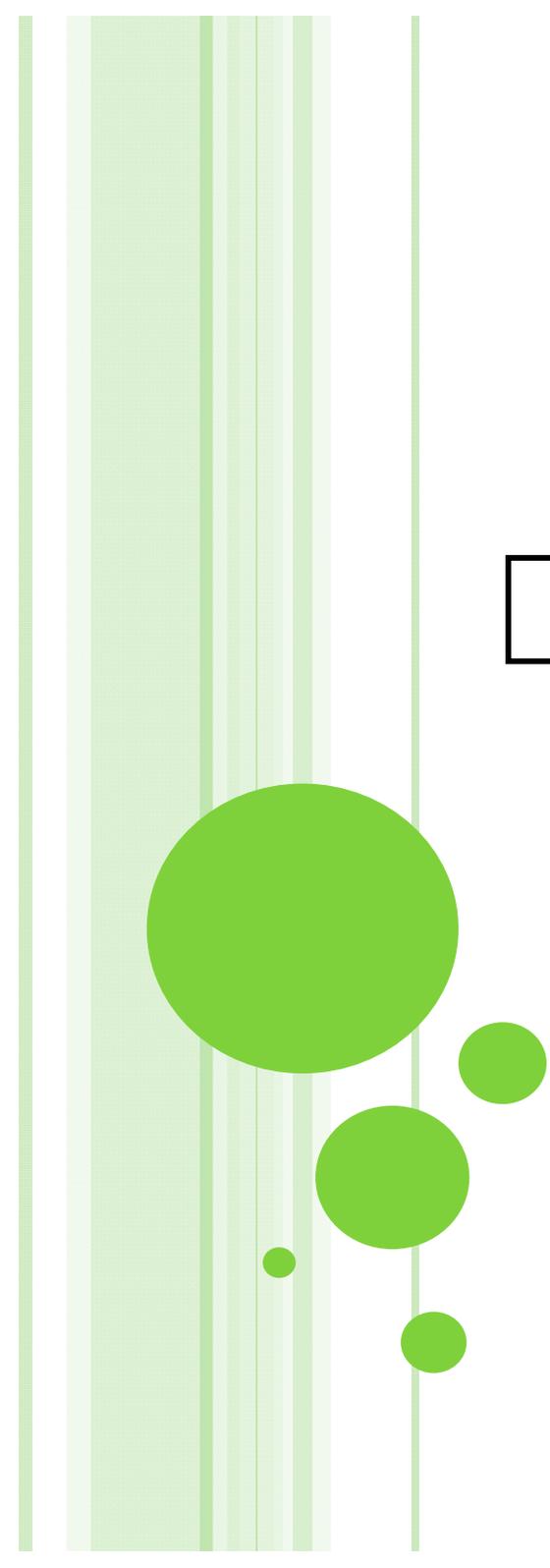
(1)～(5) (略)

(6) 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(7)～(9) (略)

旧保護林の概要

区分	設定目的	設定基準
森林生態系保護地域	原始的な天然林を保存	<ul style="list-style-type: none"> 原始的な天然林の区域で1,000ha以上 その地域でしか見られない特徴を持つ希少で原始的な天然林の区域で500ha以上 地帯区分あり
森林生物遺伝資源保存林	森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を保存	<ul style="list-style-type: none"> 自然状態が十分保存された天然林を主体とする森林で1,000ha以上 その地域でしか見られない特徴を持ち自然状態が十分保存された天然林を主体とする森林で500ha以上
林木遺伝資源保存林	主として林木の遺伝資源保存	<ul style="list-style-type: none"> 主要林業樹種及び希少樹種等に係る林木遺伝資源 原則として天然林とするが、特に必要がある場合は人工林も可
植物群落保護林	我が国又は地域の自然を代表するものを保護	<ul style="list-style-type: none"> 希少化している植物群落が存する地域 分布限界等に位置する植物群落が存する地域 湿地、高山帯等、特殊な立地条件の下に成立する植物群落が存する地域 歴史的、学術的に価値の高いものとして伝承されてきた巨木等が存する地域 その他保護が必要と認められる植物群落及び個体が存する地域
特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地、生息地等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 希少化している動物の繁殖地又は生息地 他に見られない集団的な動物の繁殖地又は生息地 その他保護が必要と認められる動物の繁殖地又は生息地
特定地理等保護林	我が国における特異な地形、地質等の保護	<ul style="list-style-type: none"> 特異な地形、地質等を有するもののうち、特にその保護を必要とする区域
郷土の森	地域の象徴で、森林の現状維持について地元市町村の強い要請がある森林を保護	<ul style="list-style-type: none"> 木材産業、農林業等地域の産業との調整が図られている 森林管理局長と市町村長の郷土の森保存協定が締結され、国有林野の管理経営上支障がない



保護林制度等に関する有識者会議

保護林制度等に関する有識者会議の検討概要

国有林における保護林は、大正4年に学術研究等を目的に保護林制度が発足して以来、原生的な天然林や貴重な動植物種の保全等に重要な役割を担ってきたところである。このような中、近年の森林の生物多様性保全機能に対する国民の認識の高まりや、学術的な知見が蓄積されてきたことを踏まえ、現在の保護林の設定状況や保全管理状況における課題等を点検・整理する。

平成26年6月17日

- 第1回 ・国有林の現状及び諸制度について
- ・保護林制度等の現状と課題について

平成26年8月5日

- 第2回 ・事例等発表
- ・論点整理

平成26年10月14日

- 第3回 ・事例等発表
- ・保護林制度についてのこれまでの議論のまとめ
- ・論点整理

平成26年12月16日

- 第4回 ・保護林制度に関する有識者会議におけるこれまでの議論の経過

平成27年2月10日

- 第5回 ・保護林制度に関する有識者会議報告(案)

平成27年3月27日

保護林制度に関する有識者会議報告の公表

保護林制度等に関する有識者会議での提言

1. 保護林区分の再構築

- (1) 森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすい区分に再構築。
 - ・我が国の気候帯を代表する原生的な森林
 - ・地域固有の森林生態系を有する森林
 - ・希少な野生生物の生育・生息に必要な森林
- (2) 人為による積極的な管理を含む、保護林の価値や持続性を向上させるための新たな管理の考え方を導入。
 - ・特異な環境(草地、湿地、高山帯、岩石地等)を保護林として保全する考え方
 - ・野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)を保全する考え方
 - ・個体群の生育・生息に必要な面積を確保する考え方
 - ・消失が懸念される保護林を対象に周囲に点在する遺伝的な関係性を持つ小規模な個体群、更新適地等を同一の保護林として設定し適切に管理する考え方。

2. 復元の考え方の導入

人為の影響を受けて成立した森林や孤立化等の理由により、自立的復元力を失った森林も存在することから復元の考え方を導入。

3. 気候変動など新たな脅威への対応

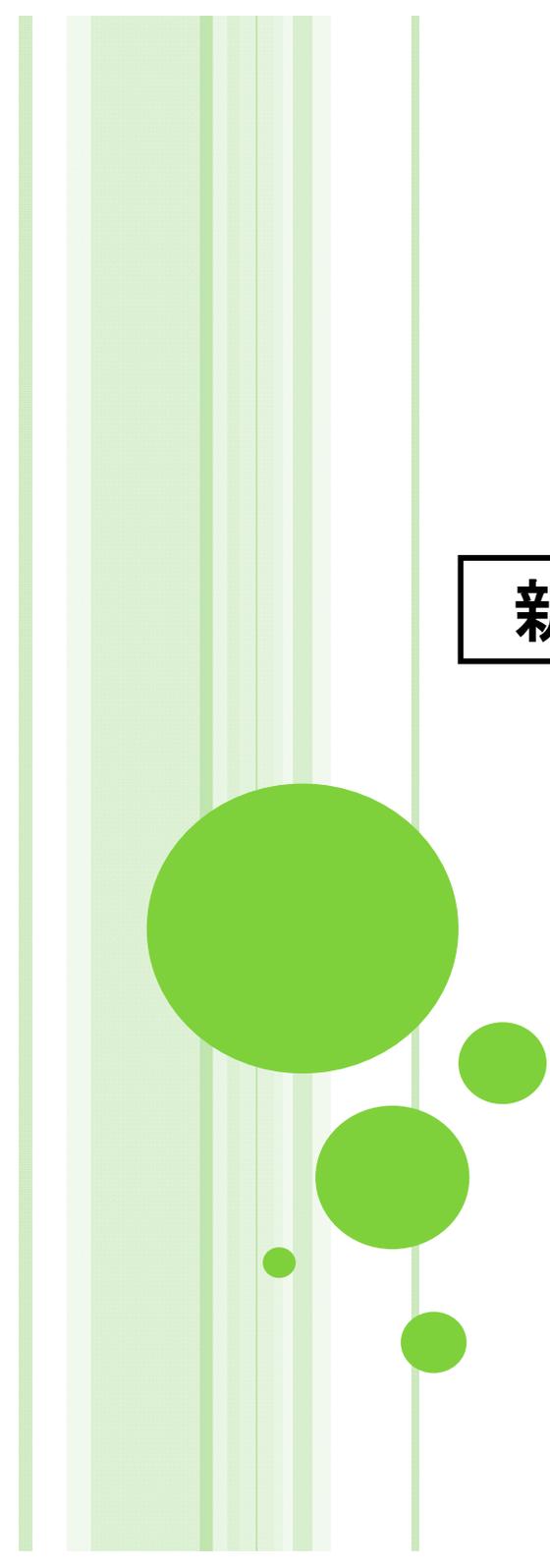
生育地の縮小や絶滅に向かう可能性が懸念されていることから、森林の変化を把握しつつ、必要に応じて管理や遺伝資源の保存を実施。

4. 民有林との連携

民・国が連携し保全することで、より良い対応が可能となるケースがあることから、民有林と連携する考え方を導入。

5. 管理体制の再構築に向けた取組

- ・自然環境に関する専門家や地域関係者による委員会を設置。
- ・IUCNカテゴリーのいずれかに分類し、世界保護地域データベース(WDPA)に登録。
- ・モニタリング手法の見直し、調査結果の共有を推進。
- ・生物多様性に関する知見を蓄積、活用することができる職員の育成。



新たな「保護林設定管理要領」について

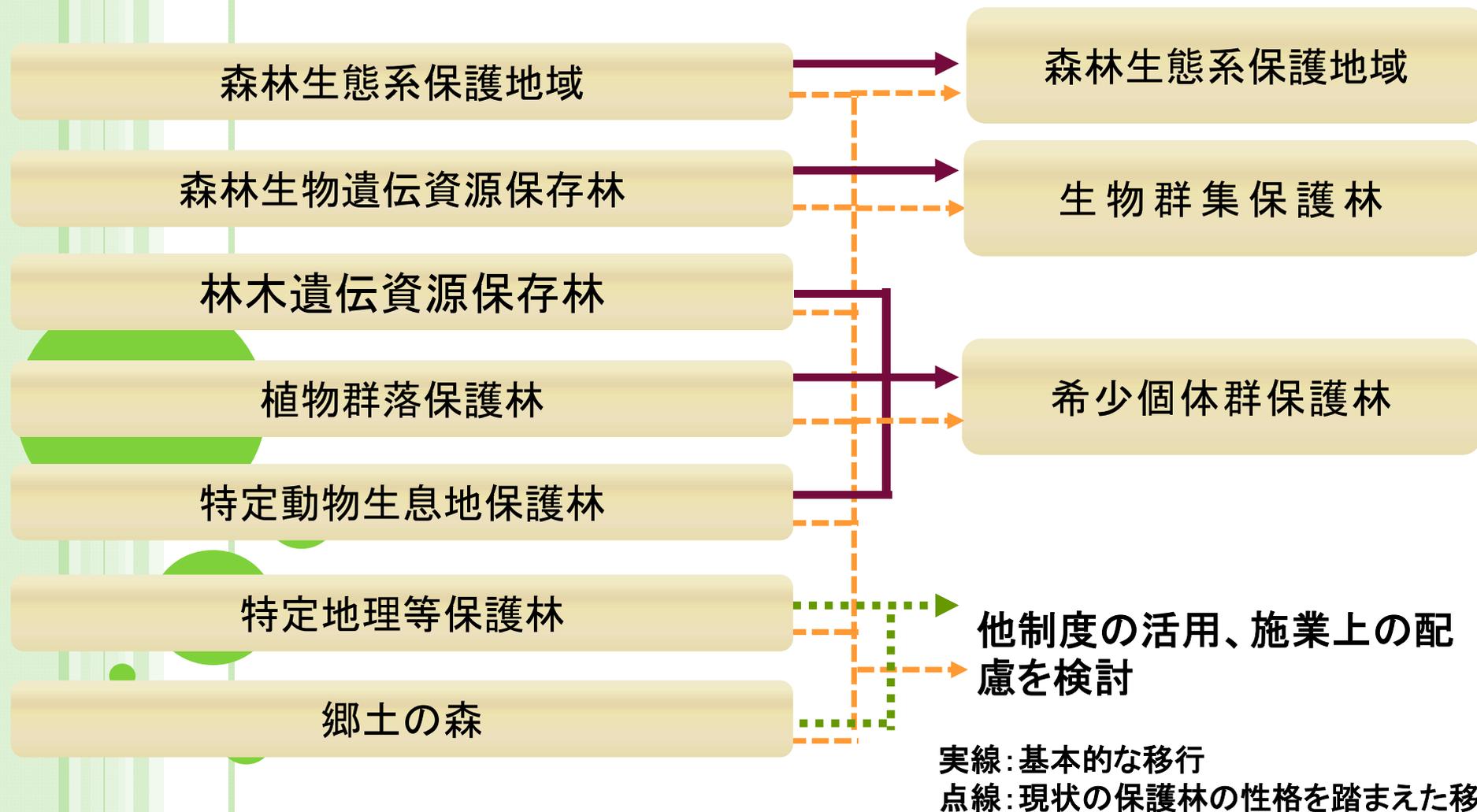
保護林設定管理要領の趣旨

森林に対する国民の要請の高度化・多様化に伴う平成元年の保護林制度改正から四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法が進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

このような変化に対応しつつ国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築、森林生態系を復元する考え方の導入など、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方について定め、もって国有林野における生物多様性の保全に寄与するものとする。

保護林の設定及び管理(保護林区分の再構築)

国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入を図る。



1. 森林生態系保護地域

(1) 目的

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000ヘクタール以上の規模を有するもの(ただし島嶼、半島等特殊な環境にあっては、原則として500ヘクタール以上の規模を有するものとする。)のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域。

(3) 地帯区分

森林生態系保護地域は、一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。

地帯区分		取扱い方針
保存地区	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域	原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。
保全利用地区	保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域	天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

2. 生物群集保護林

(1) 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

次の各号のいずれかに該当するもののうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域。

ア 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域であって、原則として300ヘクタール以上の規模を有するもの

イ 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として1,000ヘクタール以上の規模を有するもの

(3) 地帯区分

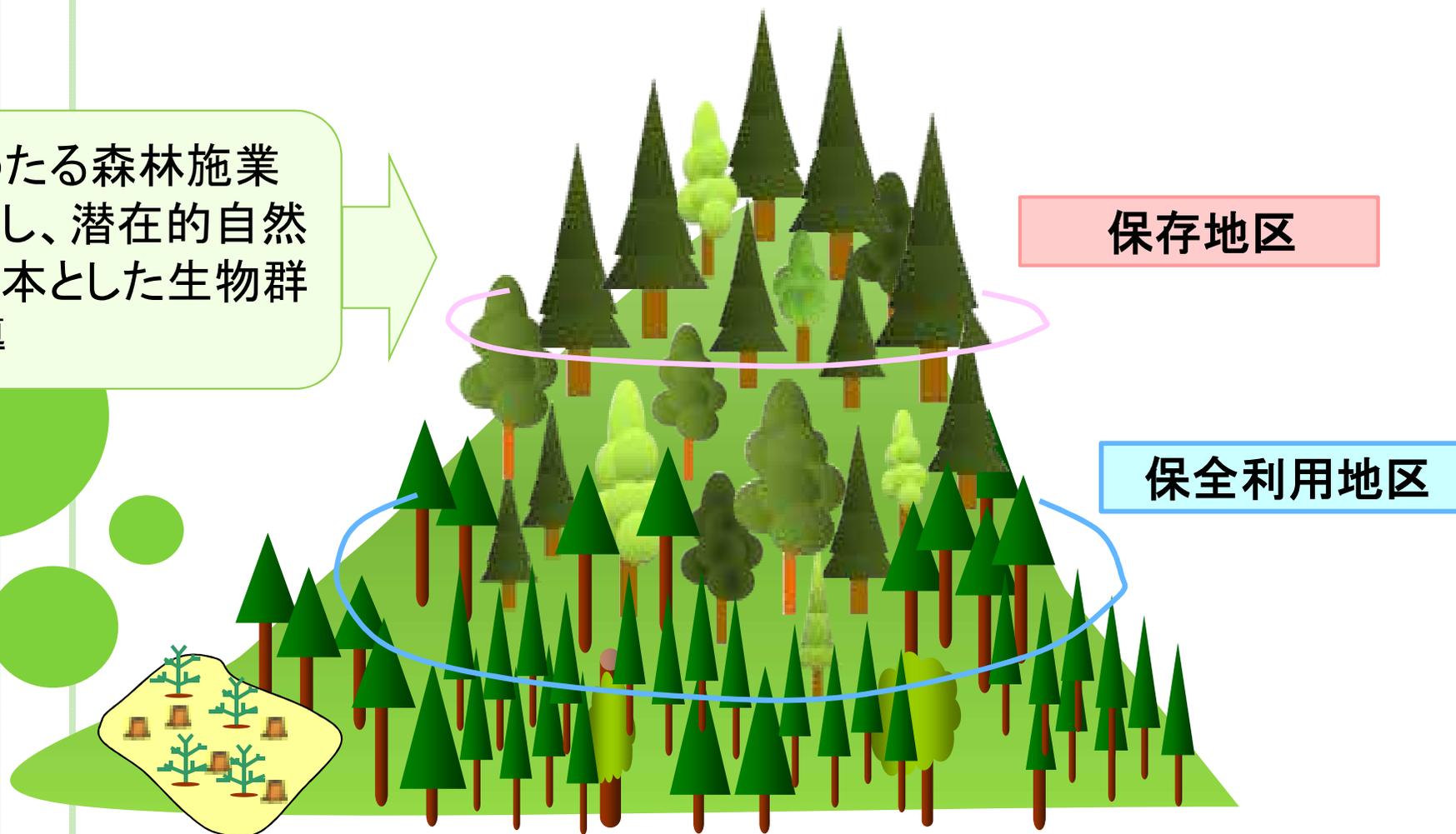
生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

地帯区分		取扱い方針
保存地区	自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域	原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。
保全利用地区	保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域	天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

復元の導入(生物群集保護林)

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見をふまえて、長期にわたる森林施業等を実施

長期にわたる森林施業等を実施し、潜在的な自然植生を基本とした生物群集へ誘導



3. 希少個体群保護林

(1) 目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群(以下「個体群」という。)の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha以上の区域

- ア 希少化している個体群
- イ 分布限界域等に位置する個体群
- ウ 他の個体群から隔離された同種個体群
- エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群
- オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群
- カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群
- キ その他保護が必要と認められる個体群

※ 目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)を保護することを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。

(3) 取扱いの方針

(ア) 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。

(イ) 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。

野生生物保全管理手法の導入(希少個体群保護林)

①野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全

一体的に保全

消滅が懸念される個体群

遺伝的に関係性を持つ個体群

生育・生息地

更新適地

②人為による生息環境等の創出

一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ:

管理委員会での検討をふまえ、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

国際基準への対応

原則として、すべての保護林を国際基準として認知されている保護地域管理カテゴリーに分類した上で、国際的なデータベースへの登録を進める。

保護林管理方針書

・保護林を設定する場合には、予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき保護林ごとに作成。

・管理方針書は、保護林の管理に活用するほか、管理委員会の参考資料として取扱う。

別紙様式

管理方針書

名称			
面積		設定年月日	
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)			
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項			
保護・管理及び利用に関する事項			
モニタリングの実施間隔及び留意事項			
法令等に基づく指定概況			
その他留意事項			

管理体制の再構築

①委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ

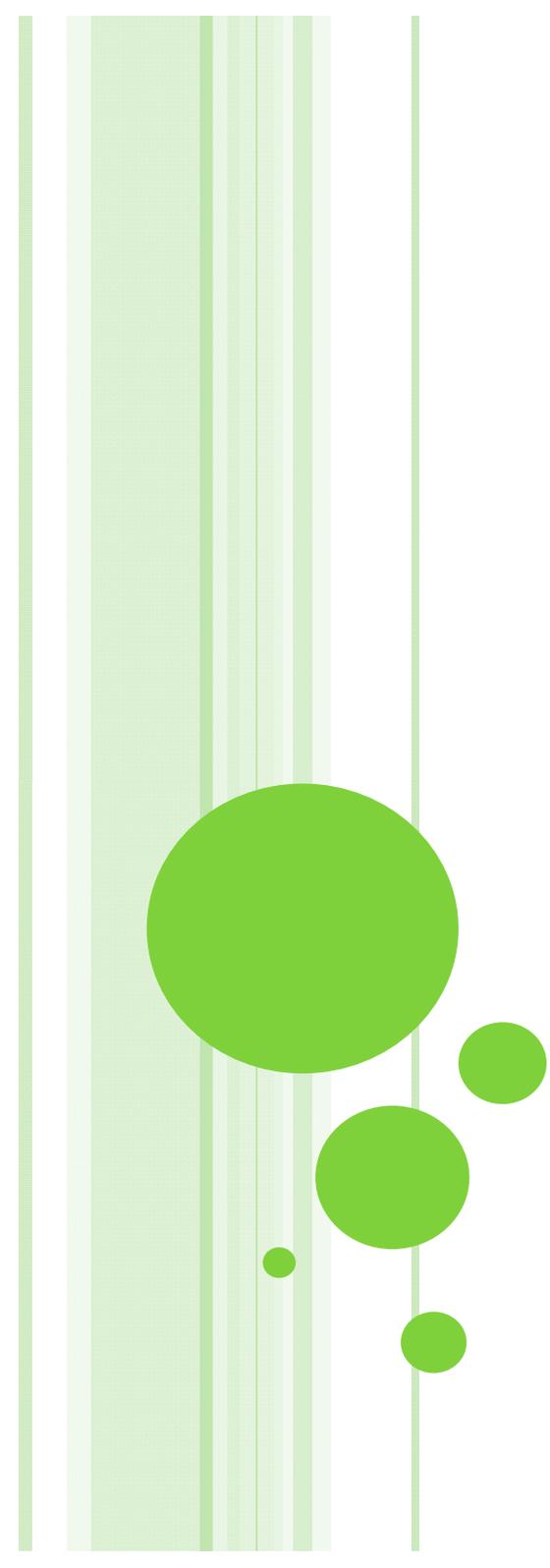
〇〇森林生態系保護地域設定委員会
▽▽森林生物遺伝資源保存林設定委員会
■ ■緑の回廊設定委員会
XXモニタリング委員会
※※希少種委員会

〇〇森林管理局
保護林管理委員会
※必要に応じて部会等を設置

②モニタリング実施間隔の変更

全ての保護林について、原則として5年に一度のモニタリング調査

保護林の状況に応じて、モニタリング実施間隔を5年未満、5年、10年に変更



再編検討の基本的な方針

1. 現行保護林の再編

- ・森林生態系保護地域
- ・森林生物遺伝資源保存林
- ・林木遺伝資源保存林
- ・植物群落保護林
- ・特定動物生息地保護林
- ・特定地理等保護林
- ・郷土の森



- ・森林生態系保護地域
- ・生物群集保護林
- ・希少個体群保護林



**【新保護林区分に該当
しがたい箇所に対応】**
他制度等による管理

2. 再編後の検討

【地帯区分の設定】
生物群集保護林等となる保
護林箇所への設定

(1) 新保護林区分への再編検討フローチャート

森林生態系保護地域、森林生物遺伝資源保存林、林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林、特定地理等保護林、郷土の森

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林生態系としてもまとまりを持ち、面積が2,000ha以上(島嶼、半島等特殊な環境にあっては500ha以上)の区域である。

YES

森林生態系保護地域

NO

自然状態が十分保存された天然林を主体とした地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域で、面積が300ha以上の区域である。

YES

生物群集保護林

NO

希少化している個体群等を有し、その存続に必要な条件を含む5ha以上の区域である。

YES

希少個体群保護林

NO

森林生態系や個体群の持続性に着目した新保護林区分になじまない、あるいは面積要件から新保護林区分になじまない既存保護林については、他制度により管理することを検討する
※地元関係者等への意見聴取を必要に応じ実施する

「希少化している個体群等」の等は以下のもの

- ・分布限界域等に位置する個体群
- ・他個体群から隔離された同種個体群
- ・遺伝資源の保護を目的とする個体群
- ・特殊な立地条件の下に成立している個体群
- ・将来的に消失が懸念される個体群
- ・その他保護が必要と認められる個体群

(2) 新保護林区分のいずれにも該当しがたい既存保護林の今後の取扱いについて

森林生態系や個体群の持続性に着目した新保護林区分になじまない、あるいは面積要件から新保護林区分になじまない既存保護林については、他制度により管理することを検討する。具体的には、以下のような各制度等が想定される。

制度等	趣旨
協定締結による国民参加の森林づくり	署長等と地元等が協定を締結して国有林野において以下の活動を実施。
1 ふれあいの森	自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動。
2 社会貢献の森	企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備を自ら又は事業者へ委託して行う活動。
3 木の文化を支える森	木の文化の継承を目的とした修理及び修復に大径長尺材等の樹材種を必要とする歴史的な木造建築物、特定の樹材種に依存している工芸品及び祭礼行事等の資材を確保するための森林整備・保全活動。
4 遊々の森	森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動。
5 多様な活動の森	森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等であって、1から4までに分類できない活動。
6 モデルプロジェクトの森	それぞれの地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理の実施を目的とした、地域住民や関係者との合意形成を図りながら、団体と森林管理署等が協働・連携して行う森林の整備・保全活動。
「緑の回廊」(既存緑の回廊と接している場合)	野生動植物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促す。
他法令による制度	特別母樹林等、他法令ですでに保護・保全措置が図られているもの
機能類型(自然維持タイプ)	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林。(森林調査簿にコードを追加し、元保護林であることが分かるように表示するなどの対応が必要)

①特定地理等保護林(3箇所)、郷土の森(7箇所:協定締結あり)

**猿ヶ森ヒバ特定
地理等保護林(3.52ha)**



目的:埋没林とその環境の保護
法令・規則:県自然環境保全地域(特)、鳥獣保護区(普)、防風保安林

**法体の滝特定
地理等保護林(5.11ha)**



目的:法体の滝及び周辺の地形・地質の保護
法令・規則:水源涵養保安林、鳥海国定公園第1種(特)、史跡名勝天然記念物

**荒砥沢特定
地理等保護林(91.49ha)**



目的:内陸地震により発生した崩壊地で、地上部の構造物が比較的良好に保存され、極めて珍しい。
法令・規則:—

**みろくの滝
郷土の森(163.98ha)**



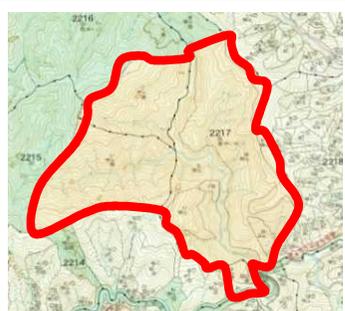
目的:滝の保護及び活用の場を図る
法令・規則:【一部】水源涵養保安林、保健保安林、砂防指定地

**松尾観世音
郷土の森(102.99ha)**



目的:自然の保全を最優先に活用の場を図る
法令・規則:県環境保全地域普通地区、【以降一部】水源涵養保安林、鳥獣保護区(特、普)、砂防指定地

**たしろ白神
郷土の森(368.89ha)**



目的:自然の保全を最優先に活用の場を図る
法令・規則:【一部】水源涵養保安林、砂防指定地、田代岳県立自然公園第3種(特)

**ふたつ白神
郷土の森(195.08ha)**



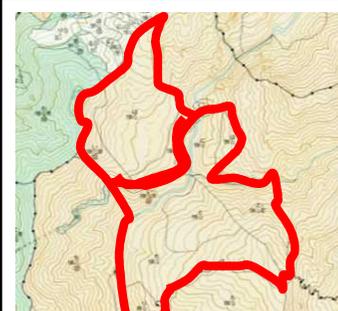
目的:自然の保全を最優先に活用の場を図る
法令・規則:—

**天正の滝
郷土の森(85.26ha)**



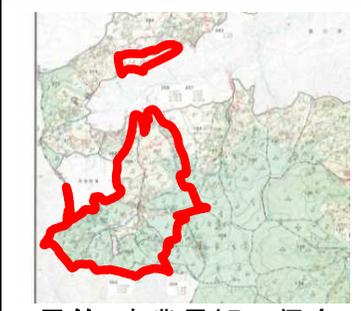
目的:自然の保全を最優先に活用の場を図る
法令・規則:水源涵養保安林、保健保安林

**おぐに白い森
郷土の森(184.56ha)**



目的:自然の保全を最優先に活用の場を図る
法令・規則:水源涵養保安林、鳥獣保護区(普)

**橋野鉄鉱山
郷土の森(489.67ha)**



目的:産業景観の保全及び釜石市の活性化や郷土への誇りの醸成を図る
法令・規則:【一部】水源涵養保安林

②5ha未満箇所(林木遺伝資源保存林:3箇所、植物群落保護林:17箇所)

北小泊ヒバ林木遺伝資源保存林(3.85ha)



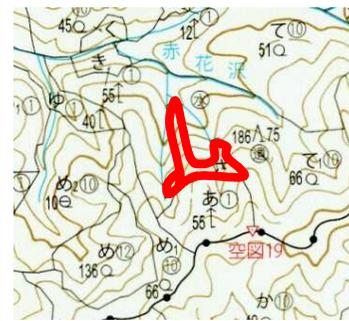
目的:ヒバの保存
法令・規則:水源涵養保安林、下北国定公園第3種(特)、鳥獣保護区(普)

田沢湖コナラ林木遺伝資源保存林(4.67ha)



目的:コナラの保存
法令・規則:土砂流出防備保安林、保健保安林、田沢湖県立自然公園第1種(特)鳥獣保護区(特)

田沢頭ウバシギ林木遺伝資源保存林(1.15ha)



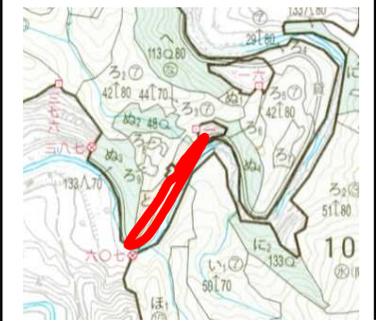
目的:ウバシギの保存
法令・規則:水源涵養保安林

横沢山甲地松植物群落保護林(2.22ha)



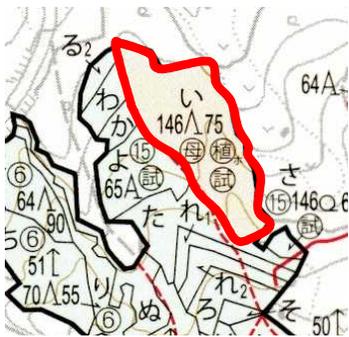
目的:甲地松の保存及び天然推移の観察
法令・規則:特別母樹林

半城子南部アカマツ植物群落保護林(2.09ha)



目的:アカマツ林を保存
法令・規則:水源涵養保安林

一関東山松植物群落保護林(3.78ha)



目的:東山松の保存及び天然推移の観察
法令・規則:特別母樹林

猿屋裏湿原植物群落保護林(1.25ha)



目的:北上山地の湿原のうち、もっとも高層湿原的要素の多い植物群落の保存
法令・規則:水源涵養保安林

仁鮎瀬瀨カツラ植物群落保護林(0.20ha)



目的:カツラ純林の保存
法令・規則:水源涵養保安林

小又沢バッコ杉植物群落保護林(0.08ha)



目的:バッコ杉の保存
法令・規則:水源涵養保安林

湯沢ヒメカイウ植物群落保護林(4.97ha)

(希少種のため位置情報は省略)

目的:ヒメカイウ及び自生地周辺の人工林も含め保存
法令・規則:水源涵養保安林

**蟹場沢トガクシヨウマ
植物群落保護林(3.00ha)**

(希少種のため位置
情報は省略)

目的:トガクシヨウマ
群落の保存
法令・規則:水源涵養保
安林、保健保安林

**法内の八本杉植物
群落保護林(0.50ha)**



目的:杉の巨木の保護
法令・規則:水源涵養保
安林、史跡名勝天然記
念物

**鶯川ブナ植物
群落保護林(2.19ha)**



目的:ブナ及び天然更
新による稚幼樹の保護
法令・規則:水源涵養保
安林、鳥海国定公園第
3種(特)

**小林川ツゲ植物
群落保護林(0.57ha)**



目的:ツゲ群落の保存
法令・規則:水源涵養保
安林

**板敷沢大谷地湿原
植物群落保護林(4.79ha)**



目的:低層地湿原とそ
の周辺のハンノキが占
有する湿地林を含む多
様な植物群落の保存
法令・規則:水源涵養保
安林

**御清水の森スギ植物
群落保護林(1.09ha)**



目的:文政年間に植栽
された高評高地に生育
するスギ林の保存
法令・規則:土砂流出防
備保安林、鳥獣保護区
(普)、蔵王国定公園第
2種(特)

**岩神権現杉及び岩神権現
のクロベ植物群落保護林
(0.05ha)**



目的:スギ及びクロベの
保存
法令・規則:水源涵養保
安林、史跡名勝天然記
念物

**谷地平オサバグサ植物
群落保護林(0.10ha)**

(希少種のため位置
情報は省略)

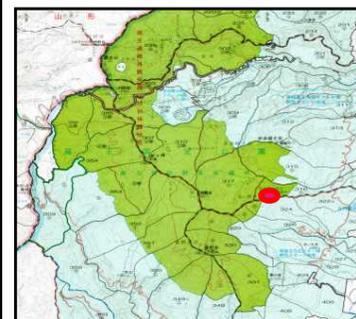
目的:オサバグサの保
存
法令・規則:水源涵養保
安林、鳥獣保護区(普)

**商人沼植物
群落保護林(2.25ha)**



目的:沼及びその周辺
に生育・生息する生物
多様性の保護
法令・規則:鳥獣保護区
(普)、水源涵養保安林、
県環境保全地域

**蔵王馬の神岳カラムツ
植物群落保護林(1.92ha)**



目的:カラムツ天然北限
地の保存
法令・規則:鳥獣保護区
(普)、蔵王国定公園第
2種(特)、【以降一部】
土砂流出防備保安林